

第3回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成26年9月10日(水) 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下 大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第 4号 | 農業生産法人の報告等(平成25年度)について |
| 日程第 4 | 報第 5号 | 農業生産法人の報告等(平成26年度)について |
| 日程第 5 | 報第 6号 | 農地法の規定に基づく許可処分の取下げについて |
| 日程第 6 | 報第 7号 | 農地法による転用許可を要しない一時転用について |
| 日程第 7 | 議第 7号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 8 | 議第 8号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 9 | 議第 9号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第10 | 議第10号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第11 | 議第11号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について |

日程第12 議第12号 農用地利用集積計画の決定について

日程第13 議第13号 農業経営基盤の強化の促進に関する指針の見直しに意見を付する件について

○本日会議に出席した委員（議席順）

空野光治、丸山齊、藤井和豊、大森治良、谷口忠幸、鴻巣明久、清水直喜、本林正樹、下田正克、田中利博、下田初秋、平岡誠治、橋場茂子、野村光吉、杉本彰信、伊藤善明、小林達樹、蓑谷良孝、長瀬正隆、西嶋徳明、西本壽吉、田中正躬、岩村聡、平田秀雄、加藤貢、田村信彦、岩本洋子、天野克宏、増田勝、反中正志、中田一彦、渡邊甚一、向田誠、加藤正雄、森山護

○本日会議に欠席した委員

車戸明良、

○本日会議に出席した職員等

林務課長 藤下定幸
畜産課長 丸山浩一
飛騨農林事務所農業普及課 井之本浩美
農地相談員 大平茂

○本日会議に欠席した職員等

なし

○本日会議に出席した事務局職員

事務局次長 林篤志
振興主事 中田義博
農地主事 清水一徳
書記 山内一弘、脇坂光生、宮垣津弘、武川尚、荒木順吉、松林彰、大江泰一郎、柚原克彦、松田俊彦、船坂康博、池田正人

○本日会議に欠席した事務局職員

事務局長 伏見七夫

職務代理	<p>ただいまより第3回高山市農業委員会を開催いたします。</p> <p>本日、議席番号 22番 車戸明良 委員 から欠席の報告がありましたのでよろしくお願いいたします。また、伏見事務局長からもそれぞれ欠席の報告がありましたのでよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日出席委員は 36 名中 35 名であり過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、議長より挨拶を願います。</p>
議長	<p>皆様ご苦労さまです。</p> <p>天候不順が続いている中、飛騨地域におきましても8月の豪雨では、記録的な大雨に遭遇いたしました。国は全国の地域を問わず国指定の激甚災害として適用しております。飛騨地域におかれましても早い復旧を願うものです。</p> <p>8月28日開催の県農業会議の総会では、今井会長が勇退され新しく岐阜市の鷺見氏が会長に就任いたしました。</p> <p>今年も稲刈りが始まりました。米に対する政策不安定等難しい農業情勢下、今日も多数の議案が上程されております。総会議案及び協議会について慎重なご審議をお願いします。</p>
職務代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは日程に従いただいまから議事に移ります。</p> <p>進行は議長が務めます。</p>
議長	<p>議事前に農業委員会憲章の朗唱をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(憲章朗唱)</p>
議長	<p>日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。</p> <p>議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。</p>

(異議なし)

議長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 5番 谷口忠幸 委員と、7番 清水直喜 委員を
指名しますのでお願いします。

議長 日程第2 会期の決定について を議題といたします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございません
か。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。

日程第3 報第4号 農業生産法人の報告等 (平成25年度)
について を議題とします。

事務局の説明を願います。

清水農地主 それでは、平成25年度分の農業生産法人報告提出状況について
報告いたします。平成25年度分はこれですべての法人が報告
済となります。

今回は45法人のうち1法人についての報告となります。

農業生産法人につきましては、4つの要件がございまして、①
法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受
けた資料により総合的に確認しております。

1番 国府町半田にあります農事組合法人は、認定農業者でも
あり、田60.6ha経営耕作し、水稻・麦・ソバ・ホールクロッ
プサイレージの培の他作業受託をしております。

議長 以上、報告のとおり確認しました。

日程第4 報第5号 農業生産法人の報告等 (平成26年度)
について を議題とします。

事務局の説明を願います。

清水農地主	<p>れでは、平成26年度分の農業生産法人報告提出状況について報告いたします。</p> <p>今回は47法人のうち2法人についての報告となります。</p> <p>農業生産法人につきましては、4つの要件がございまして、①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。</p> <p>1番 冬頭町にあります有限会社は、認定農業者でもあり、田18.3haを経営耕作し、水稻・宿籾かぼちゃの栽培の他作業受託をしております。</p> <p>2番 清見町三ツ谷にあります有限会社は、認定農業者でもあり、田1.9ha、畑0.1ha、採草地1.0ha、合計3.0haを経営耕作し肉用牛210頭の肥育の他水稻の栽培をしております。</p>
議長	<p>以上、報告のとおり確認しました。</p> <p>続きまして、日程第5 報第6号 農地法の規定に基づく許可処分の取り下げについて を議題とします。</p> <p>事務局の説明を願います。</p>
池田書記	<p>前回の委員会で、新宮町地内におきまして、2,371 m²を高齢者共同住宅及び駐車場等として上程された案件です。</p> <p>取下げの経緯は、開発行為の許可等を担当する、都市整備課において同案件の申請内容をチェックする段階で、以前に754 m²を開発した隣接する施設と一体の開発行為とみなすため、開発面積を合わせると3,000 m²を超える指摘がされました。そのため、大規模開発構想の届出や、地元説明会等が必要となるため、早期着工を目指したい申請者において、規模を縮小して再申請を行いたいために、再度の取下げとなりました。</p> <p>申請者に対しては、他法の関係課及び必要な許可等については、十分な確認と、早期の手続きを指導するとともに、事務局としても再度都市整備課の担当と協議し、許可相当となることを確認しております。</p> <p>なお、この件については変更した内容で今回5条申請が再提出されておりますので、後程ご審議いただくこととなります。よろしく申し上げます。</p>

以上、1件の報告をさせていただきます。

議 長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第6 報第7号 農地法による転用許可を要しない一時転用について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記

今回は、転用許可を要しない案件として1件の報告となります。まずこの件に関してですが、8月の豪雨災害の緊急復旧事業ということで発生した、転用案件です。

報道等もされましたが、清見町巢野俣地内におきまして、橋が流されたことで孤立世帯が発生し、急きょ仮設橋を設置するという復旧事業が実施されました。その際、仮設橋のたもとからせせらぎ街道までの田3筆 2, 469㎡を仮設道、残土置場等として転用した案件です。転用許可の要否に関しては、県に相談したところ、

1. 災害による緊急性の高い復旧事業であること
2. 自治体 市が行う事業であること
3. さらに一時転用であること

によって、農地法施行規則第53条15号の規定により、転用許可を要しないと確認しています。

以上 1件の報告をさせていただきます。

議 長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第7 議第7号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可基準を満たしております。

また、受人の耕作面積並びに農業従事者につきましても、申請書記載内容を確認しておりますのでご了承願います。

今回は、4件の上程となります。

1 2 3 番は、関連しております。岩井町地内の案件で、岩井団地になります。1・2・3については、所有者が契約している会社が市内に新会社を立ち上げたため、5年の解除条件付きの賃貸借契約を結んだものです。

1 番は畑 1 筆 1, 8 7 4 m²

2 番は畑 4 筆の一部 4, 6 1 0 m²

3 番は畑 2 筆で 1, 1 2 2 m² の賃貸借契約です。受人の耕作面積は 0 から 7, 6 0 6 m² で、作付けについてはエゴマの予定です。

4 番は、上宝町地内の案件になります。場所は、主要地方道国府見座線から少し入ったところに位置します。田 1 筆 畑 2 筆 4 0 9 m² を受け人が贈与を受けるものです。受け人の耕作面積は 20,339 m² で、作付けについてはトマト・大豆・ほうれんそうを予定しています。

以上、4 件、田 1 筆、畑 8 筆、合わせて 9 筆、8,015 m² についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議 長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第 3 条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。

続きまして、日程第 8 議第 8 号 農地法第 4 条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池 田 書 記 最初に、農地区分は 1 0 ha 以上の集団農地を第 1 種農地、市街地区域内の用途指定区域を第 3 種農地、また市街地区域内にある第 3 種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第 2 種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

本日は9件の上程です。

1番は森下町の案件です。田2筆275㎡について、貸駐車場とその通路を予定しています。あわせて、一体利用地があり、この件については5条の6番で説明させていただきます。

2番は下林町地内の案件です。田2筆1,247㎡について、太陽光発電施設を設置したいとの転用目的です。500㎡を超えるため、まちづくり条例対象案件です

3番は下切町地内の案件です、畑1筆140㎡を子の住宅とするための転用申請です。接道要件について、まちづくり条例対象案件です

4番は赤保木町地内の案件です。田1筆143㎡を倉庫とするための転用申請です。既転用ではありますが、農家用の倉庫で200㎡未満で転用されたため、許可不要でした、今回あらためて倉庫として申請されております。

5番は漆垣内町地内の案件です。畑1筆322㎡を一体利用地とあわせて太陽光発電施設を設置するための転用申請です。隣接する雑種地を一体利用します。

6番は久々野町地内の案件です。田1筆1,867㎡のうち、1,383.82㎡を太陽光発電施設を設置するための転用申請です。500㎡を超えるため、まちづくり条例対象案件です

7番は高根町地内の案件です。畑1筆1,900㎡をすでに住宅等に転用済みのもので、今回始末書を付しての申請です。

8番は国府町地内の案件です。田1筆1,135㎡を植林する目的での申請です。隣接が山林となっている箇所です。

9番は上宝町地内の案件です。田1筆165㎡を植林とする目的での申請ですがすでに周囲も、申請地も山林化しています。

以上、9件、田8筆、畑3筆11筆で計6,710.82㎡についてご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの件についてご意見ございませんか。

空野委員

①4条1番について、貸駐車場としての転用は5条対象ではないか？5条で出ている件については？

池田書記	<p>② 太陽光発電の3件許可があるが、営農するものか？</p> <p>③ 既転用の1900㎡の転用については適当か？税務課の課税については？</p> <p>① については所有権は変わらず、自己転用し貸し付けるもの、5条の件については、所有権自体が他人に変わるものです。</p> <p>② については、永久転用するものです。</p> <p>③ については、1,900㎡のうち、住宅は100㎡ほどで、まわりは利用図の提出を求め、駐車場敷地、広場等との利用を確認しております。課税については、現況課税となるため、住宅、砂利敷地に対して宅地課税がされております。</p>
下田（正）委員	<p>まちづくり条例が関係する案件については、それぞれ手続き等する順番があるか？同時進行するべきか？場合によってまた取下げ案件が出る可能性があるのか？</p>
池田書記	<p>まちづくり関係については、申請後、確認を依頼するが、申請者において、まちづくりへ相談・手続きを取る方もあり、タイミングはまちまち。ただし、まちづくり対象案件は、確認待ちとなるため転用許可は保留。手続きは並行して行っています。</p>
議長	<p>他にご意見ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（意見なし）</p>
議長	<p>ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。</p> <p>日程第9 議第9号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
池田書記	<p>当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外であることを確認しておりますので報告いたします。</p> <p>本日は、14件の上程となります。</p>

1 番は、松本町地内の案件です。田 2 筆、1, 250 m²について、受人が転用して宅地分譲するものです。予定では6区画の宅地にする計画をされています。まちづくり条例該当で、協議中です

2 番は、中山町地内の案件です。畑 1 筆 207 m²について受人が自己の住宅に転用するものです

3 番は、石浦町 8 丁目地内の案件です。田 1 筆 0.5 m²、について、宅地分譲するものですが、以前に転用許可した隣接する土地に加えるものです。

4 番は、新宮町地内の案件です。取下げの報告をさせていただいた案件です、規模を縮小した部分がこちらです。現況田を含む田 7 筆 畑 1 筆 計 2,041 m²、について、受人が高齢者共同住宅及び駐車場、菜園地に転用するものです。まちづくり条例の該当ではありますが、都市整備課の担当に確認し、3,000 m²を超える大規模案件にはならないことを確認しております。

5 番は、石浦町 8 丁目地内の案件です。田 1 筆 270 m²について、受人が取得して個人住宅に転用するものです。

6 番は、森下町 1 丁目地内の案件です。畑 1 筆 33 m²を、受人が取得し 4 条の 1 番と一体として駐車場とその通路に転用するものです。

7 番は、花里町 1 丁目地内の案件です。こちらは、田 1 筆 197 m²を、個人住宅に転用するものです。

8 番は、千島町地内の案件です。こちらは、畑 1 筆 99 m²を、隣接する受人が取得し庭にするものです。

9 番は、片野町 1 丁目地内の案件です。また、隣接する許可済みの所有地がありますが、今回事業変更を行って、住宅敷地に一体利用したとの申請であります。事業変更の 1 番で、後程説明させていただきます。

10 番は、荘川町六厩地内の案件です。こちらは、畑 1 筆 2,856 m²を、東海北陸自動車道のトンネル工事による、工事残土仮置場に一時転用するものです。前回、同借受人が同様目的で借り受けた土地の近くです。

11 から 13 番は関連して、荘川町黒谷・三尾河地内の案件です。11 番は畑 2 筆 の一部 1,623 m²を隣接する一体利用地を含めて一時転用するものです。

1 2 番は田 4 筆 2, 6 3 3 m²を一時転用しますが、これも隣接地を含めて一時転用するものです。

1 3 番は 田 2 筆 1, 2 4 5 m²を一時転用するものです。

いずれも許可日から3年間の一時転用です。

1 4 番は、朝日町西洞地内の案件です。畑 1 筆 1 6 1 m²を、植林するものですが、すでに現地では山林化しており、周囲も山林であるため、正式に手続きを取るものです。

以上、1 4 件、現況含めて 田 1 9 筆、畑 8 筆、合わせて 2 7 筆、1 2, 9 2 2.5 0 m² についてご審議願います。

議 長 ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(意見なし)

議 長 他に、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 他にご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

日程第10 議第10号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題といたします。
事務局より説明を願います。

池 田 書 記 今回は、2 件の上程となります。
変更点に下線を追加しています。

1 番は、片野町1丁目地内の案件になります。一体利用地が5条9番になります。変更申請の理由は、平成16年9月28日付け1621号にて4条の農地転用許可を受け、農機具置場として許可されましたが、造成後資金難となり、今回隣接する農地の転用と

合わせて目的を住宅敷地として転用申請するものです。

2番は、国府町地内の案件になります。変更申請の理由は、平成26年3月28日付け117号の18にて5条の一時転用許可を受け、営農型太陽光発電施設の設置として許可されましたが、当初作付予定の山ブドウに使用する農薬について近隣農地への影響を中山間試験場と相談した結果、大事を取って一部ブルーベリーに作付を変更するという内容のものです。

以上2件について、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 営農型太陽光発電について事務局より説明を求めます。

清水農地 営農型太陽光発電について資料説明
主 事
議 長

意見がございませんので、異議なしと認めまして、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については、意見なしといたします。

日程第11 議第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

池田書記 今回は、2件の上程となります。

1番は、上切町及び赤保木町地内の案件になります。今回納税猶予の対象地が、非常に広範囲で多数のため現地写真の紹介については抜粋して説明させていただきますが、すべての農地について、現地確認を行っておりますのでご理解ください。相続人は、遠方の県外に在住する方ですが、前回の委員会で利用集積で地域の担い手に今回の農地を貸し付ける決定をしております。納税猶予を受ける条件に、営農継続がありますが、H21の農地法改正により自己営農だけでなく、担い手に対する貸付での営農も可能となりました。被相続人の所有する田畑38筆24,938㎡を特

例農地として適格証明を求めるもので、いずれも、水稻、露地野菜として農地利用をされており、条件として今後も耕作を続ける意思があることを確認しております。

2番は、千島町及び越後町、石浦町、江名子町地内の案件になります。こちらも、さらに広範囲で多数のため現地写真の紹介については抜粋して説明させていただきますが、すべての農地について、現地確認を行っておりますのでご理解ください。相続人は、市内の専業農家です。被相続人の所有する田畑22筆12,574㎡を特例農地として適格証明を求めるもので、いずれも、水稻、露地野菜として農地利用をされており、条件として今後も耕作を続ける意思があることを確認しております。

以上、2件につきまして、ご審議願います。

議長 ただいまの説明についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、相続税の納税猶予に関する適格者証明については、承認いたします。

日程第12 議第12号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

1番は委員案件でありますので該当委員には退室いただきます。中田委員に退室願います。

(中田委員退室)

事務局の説明を願います。

船坂書記 本日は10件の利用権設定についての上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

1番は委員関連案件ですので、最初にご説明いたします。

1番について、農業生産法人で認定農業者である借人は複合経

営をしており、田2筆1, 535㎡を新規10年の使用貸借権を設定し、そばを生産するものです。

以上、1番につきまして、ご審議を願いたします。

議 長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議 長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定について、1番について承認といたします。

中田委員には入室願います。

(中田委員入室)

引き続きまして、農用地利用集積計画の決定について、2番についても委員案件でありますので該当委員には退室いただきます。田中委員に退室願います。

(田中委員退室)

事務局の説明を願います。

船坂書記 それでは、2番についてご説明いたします。

2番について、農業生産法人で認定農業者である借人は水稻、そば、大麦、飼料用稲の経営をしており、田2筆792㎡を更新6年の賃貸借権を設定し、引き続き水稻を生産するものです。

以上、2番につきまして、ご審議を願いたします。

議 長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議 長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定について、2番について承認といたします。

田中委員には入室願います。

(田中委員入室)

引き続きまして、農用地利用集積計画の決定について、3番以降の件について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

船坂書記

それでは引き続き、3番以降のご説明をいたします。

3～7番について、認定農業者である借人は水稻、作業受託の経営をしており、田31筆25,917㎡を新規・更新10年の賃貸借権を設定し、水稻の生産を行うものです。

8番について、認定農業者である借人は酪農(52頭)、肉用牛(繁殖)、水稻の経営をしており、田6筆8,040㎡を新規6年の賃貸借権を設定し、飼料用作物(トウモロコシ)を生産するものです。

9番について、地域の担い手である借人は施設園芸(ほうれん草)の経営をしており、田3筆3,977㎡を更新5年の賃貸借権を設定し、引き続き施設園芸によりほうれん草を生産するものです。

10番について、地域の担い手である借人は水稻、施設園芸(ほうれん草)の経営をしており、畑4筆2,945㎡を更新5年の賃貸借権を設定し、引き続き水稻および施設園芸によりほうれん草を生産するものです。

以上、3番以降の8件につきましてご審議をお願いいたします。

議

長

ただいまの説明についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議

長

ご意見がございませんので、異議なしと認め農用地利用集積の決定について、3番以降については承認といたします。

日程第13 議第13号 農業経営基盤の強化の促進に関する指針の見直しに意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を求めます。

中 田
振 興 主 事

この指針は、認定農業者及び新規就農者の育成確保及び規模拡大に努めることによって、効率的かつ安定的な農業経営を促進するための指標・目標等を記載したものです。

指針（案）については、削除は2重線で見え消しに、追記を1重の下線と記載しております。

1 見直しの理由としては、農業経営基盤強化促進法が一部改正され、平成26年4月1日施行に基づき、岐阜県の方針が6月17日に変更されました。よって市の方針も見直すもので、市は、法の施行後6か月以内に指針の変更をする必要があるというものです。

2 指針の見直しのポイントは、新たに農業経営を営もうとする青年等に関する事項の追記（資料を朗読）

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の具体的な目標の追記（資料を朗読）

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保の追記（資料を朗読）

5 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき営農類型の指標の追記（資料を朗読）

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成及び確保の促進に関する事項の追記（資料を朗読）

7 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標の変更（資料を朗読）

8 農地保有合理化事業の廃止による文言の削除（資料を朗読）

9 農地中間管理機構に関する事項の追記（資料を朗読）

以上指針の見直しに関する説明を終わります。

ご審議をお願いいたします。

（異議なし）

議 長

ご意見等ございませんので、異議なしと認めまして、農業経営基盤の強化の促進に関する指針の見直しに意見を付する件については承認といたします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第3回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時55分 終了

議 事 録 署 名 者

本林 正樹 議長

谷口忠幸 委員

清水直喜 委員
